

## 市長所信表明2005年（平成17年）6月

本日、平成17年6月吉野川市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位にはご出席を賜りありがとうございます。

私が新しく誕生した吉野川市政を担当してから7カ月が経過しようとしておりますが、私は、市民の皆さんとの「対話の市政」「開かれた市政」「行動力のある市政」「時代を先取りした市政運営」の4点の基本姿勢を堅持しつつ、新しい時代の新しい吉野川市づくりに全力で取り組んでまいり所存であります。

多様化する住民ニーズに、より効果的・効率的に対応していかなければならないことは十分認識しておりますが、合併後9カ月が経過して、いろいろな課題が明らかになってまいりました。

本年度は、これらの課題を解決し、吉野川市が新たなスタート台に立つ礎を築く年であると位置づけております。

まず第1点目の課題は、「合併に伴う課題」であります。

町村から規模の大きな市となったため、職員には従来の経験・先例主義からコンプライアンス（法令遵守）がより求められています。

職員の意識改革を促すとともに、年功序列から能力を重視した職員の育成を図るため研修の充実等を考えてまいります。

また、分庁方式を採用したため、効率の悪い迅速性の乏しい組織となっております。

例えば、産業経済部では部長と商工観光課・農業振興課が旧鴨島庁舎、耕地課が旧山川庁舎、林業振興課が旧美郷庁舎に配置され、建設部においても、部長と管理課・建設課が旧川島庁舎、都市計画課・建築住宅課・工事検査室が旧鴨島庁舎の配置となっております。

部としての統一性と風通しのよい組織づくりにも早急な改善が必要であると考えております。

公共料金（国民健康保険税・保育所使用料・水道使用料・介護保険料）及び補助金については、旧町村の額を引き継いでいることからバラツキがあるため、吉野川市として一元的に、早急な調整に取り組んでいるところであります。

第2点目は、「時代の消長による課題」であります。

少子化に対応して、保育所・幼稚園・小学校等の施設のあり方を、施設が老朽化していることもあり、これらの施設のあり方を検討する研究会を早期に立ち上げたいと考えております。

また、現在では民間施設が充実し、市が継続して取り組む意義が薄れてきた養護老人ホーム等は、民間管理に移行する方向で取り組んでおります。

第3点目は、「国の制度改正による課題」であります。

地方分権が進展し、三位一体改革等により、国の支援（地方交付税等）が限定的になるものと想定される現状では、『吉野川市の財政運営基本指針（例えば、起債の発行限度額の設定等）』を

早期に策定し、安定的な市政運営をめざすことが涵養であります。

また、平成15年の地方自治法の一部改正により、公の施設について指定管理者制度が導入されたことにより、公の施設の管理に民間のノウハウを活用することが可能とされました。この制度の積極的な活用により、行財政改革を着実に進める必要があると考えております。

ご承知のとおり依然として逼迫した財政状況の中で、いかに行政運営を効率化し、地域の活力を引き出していく施策を展開する地力をつけていくかが行政の至上命題となっております。

そのような観点から、先般の臨時会でも申し上げましたとおり、去る5月30日に「行財政審議会」を立ち上げ、効率的な行政運営、投資的事業の重点化等について諮問したところですが、さらに、職員の定数削減や、人事院勧告等の動向も踏まえた検討を進めていく所存であります。

吉野川市の施策遂行の指針となる「総合計画」は、当初、今年度と来年度の2カ年かけて策定することを想定しておりましたが、総合計画は、来年度以降の予算を組み立てていくベースとなるものであり、一刻も早く市政を軌道に乗せていく立場から、行革の方向性も盛り込んだうえで、前倒しで策定していくことといたしました。今回、そのための補正予算も提案させていただいたところです。

次に、市民の安心・安全の確保についてであります。

防災力、危機管理能力の向上につきましては、昨年の水害の反省も踏まえ、現在、指揮命令系統の明確化、地域防災計画の見直

し、ハザードマップの作成等に取り組んでいるところであり、今定例会にも組織の見直しに係る関連条例を提案させていただいているところです。

また、分庁舎機能を補完し、いわゆる交通弱者に対応するため、「巡回バス」を運行することとし、必要な経費を補正予算として提案させていただいております。

このほか、地域において次世代を育てていくための子育て支援、あるいは教育環境の整備等についても、様々なご意見をお伺いしつつ、総合的に取り組んでまいり所存であります。

次に、今定例会に提出いたしております案件について、概要をご説明申し上げます。

上程しております案件は、報告案件 1 件と条例案 7 件、平成 17 年度吉野川市一般会計補正予算第 2 号の予算案件が 1 件、契約案件が 1 件の、計 10 件でございます。

まず、報第 13 号の「吉野川市土地開発公社の経営状況を説明する書類」については、毎事業年度、その経営状況を説明する書類を作成し、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定に基づき、議会に提出するものでございます。

次に、議第 75 号の「吉野川市議会政務調査費の交付に関する条例制定」は、地方自治法第 100 条第 13 項及び第 14 項の規定に基づき、吉野川市議会議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、政務調査費を交付することに関し、必要な事項を定めるものであります。

議第 76 号の「吉野川市行政組織条例の一部を改正する条例制定」は、災害等に対応するため 4 月に設置した防災対策監及び防災対策チームの位置づけ・分掌事務を明確にするため、防災局を設置するものでございます。

議第 77 号の「吉野川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定」は、平成 15 年に地方自治法の一部改正により指定管理者制度が設けられたことに伴い、指定管理者選定委員の報酬額を加える改正であります。

議第 78 号の「吉野川市農業委員会委員の定数等に関する条例制定」は、市町村の合併の特例に関する法律第 8 条の規定に基づく農業委員会の委員の在任特例の期間が満了するため、選挙による委員の定数等を定めるものであります。

議第 79 号は、「吉野川市土用地残土処理場条例の一部を改正する条例制定」でございまして、美郷地区に所在する土用地残土処理場の使用制限の例外を認め、使用制限の例外の場合に受け入れたものに係る受入料金についても無料とするよう改正するものでございます。

議第 80 号は、「吉野川市簡易給水施設設置条例の一部を改正する条例制定」でございまして、美郷の古井地区において建設しておりました飲料水供給施設が竣工しましたので、設置条例に古井地区飲料水供給施設を加える改正であります。

議第 81 号の「鴨島町同和対象地区学習会指導員に関する条例等を廃止する条例制定」は、合併前の旧 3 町の条例が、その役割を終えたことに伴い、廃止するものです。

なお、平成17年3月31日をもって、徳島県の激変緩和措置期間が終了したことに伴い、吉野川市としては、学習会に係る事業を新たに社会教育の中の重要課題と位置づけ、吉野川市人権学習会規則を根拠に本年4月より実施しているところであります。

議第82号の「吉野川市一般会計補正予算第2号」は、教育コンピュータ整備事業に必要な経費等の計上に伴い、2億6千678万9千円を追加し、予算総額を186億3千719万7千円とするものであります。

また、議第83号「川島中学校改築工事のうち建築工事の請負契約について」を追加議案として提案させていただいておりますが、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2号の規定により請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

以上、概略をご説明申し上げましたが、個々の詳細につきましては、後ほど説明させていただきますので、十分ご審議の上、原案どおりご賛同いただきますようお願い申し上げます。